

熊取町がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん患者の医療用ウィッグ及び乳房補整具（以下「医療用ウィッグ等」という。）の購入費用の一部に対し、予算の範囲内で熊取町がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、がん患者の治療と社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は抗がん治療等の副作用などによる脱毛症や乳房切除に対処するために医療用ウィッグや乳房補整具等を購入した者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) がん治療を現に受けている、又は過去に受けた後経過観察中で通院していること。
- (2) 助成金の申請をする日までに、引き続き1年以上、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、熊取町の住民基本台帳に記載されている者であること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく助成などを受けていないこと。
- (4) 対象者及び対象者の属する住民基本台帳上の世帯全員の町税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。ただし、分割納付履行中及び分割納付誓約書を提出している場合は滞納がない場合に含めるものとする。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、対象者1人につき、各用品の購入額若しくは上限額のいずれか少ない方の額とし、別表1のとおりとする。

- 2 助成金の交付対象となる経費は、消費税及び地方消費税を含めた医療用ウィッグ等の購入費とし、本体価格に含まれない附属品及び医療用ウィッグのケア用品、購入のために要した交通費や郵送料等は対象としない。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、医療用ウィッグ等を購入した日の翌日から起算して1年以内に、熊取町がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) がん治療を現に受けている、または過去に受けた後経過観察中で通院していることを証明する書類
- (2) 購入額及び購入日を証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前項第1号の書類は、次の各号のいずれかの書類とする。

- (1) 医師の診断書

(2) その他がん治療を受けていることを証明するもの

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し熊取町がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき

(様式)

第7条 様式について必要な事項は、別表2に定めるところによる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月1日以後の購入について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

| 対 象 用 品 等 | | 上 限 額 | 制 限 |
|------------|----------|-------|----------------------|
| ①医療用ウィッグ | | 2 万円 | 1 人 1 回限り |
| ②乳房 補正具 | A 人工乳房等 | 2 万円 | A または B 1 人 1 回限り |
| | B 乳房補整下着 | 1 万円 | |

別表 2 (第 7 条関係)

| 様式番号 | 関係条文 | | 種類 |
|-------|------|---|-------------------------------------|
| | 条 | 項 | |
| 第 1 号 | 4 | 1 | 熊取町がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金交付申請書兼請求書 |
| 第 2 号 | 5 | 1 | 熊取町がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金交付 (不交付) 決定通知書 |